

茨城県ドローンビジネス協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、茨城県ドローンビジネス協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（英語表記：Ibaraki Drone Business Association 略称:IBDA）

(目的)

第2条 協議会は、県内ドローン関連事業者による交流・研鑽を支援し、ドローン産業のさらなる活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上及び会員同士の交流に関すること。
- (2) 県内ドローンビジネスの発展に関すること。
- (3) 情報収集、他機関との連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第2章 会員

(会員の区分)

第4条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(会員資格)

第5条 会員は、県内に活動拠点を有する団体及び個人とし、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者を構成員に含まないこととする。

2 正会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を行うものとする。

3 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動に対して協力しようとするものとする。

(入会)

第6条 協議会に入会を希望する者は、会長に入会申込書（様式第1号）を提出し、役員会は入会の諾否を決定するものとする。

(会費)

第7条 協議会の事業費として、会員から年会費を徴収する。

2 年会費の額は、正会員である団体は3万円、正会員である個人は1万円、賛助会員は無料とする。

3 会費は、毎年度の総会後に、また、年度途中に入会するものにあつては入会の際に徴する。

4 その他、特別な活動に要する経費は、別途、徴する場合があるものとする。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は退会届（様式第2号）を会長に提出するものとする。

- 2 会員が次の事項の一つに該当する時は、その資格を喪失する。
- (1) 会員が死亡又は解散、その他協議会の活動が困難になったとき。
 - (2) 会員が会費を1年以上納入しないとき。
 - (3) 協議会の名誉を毀損し、または協議会の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員及び定数)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人以上
- (3) 会計1人以上
- (4) 監事1人以上

2 役員は役員会を構成する。

3 監事を除き、役員の兼任は認めるものとする。

(役員の資格)

第10条 役員は正会員でなければならない。

(役員の選任)

第11条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の収入・支出経理を行う。
- (4) 監事は、少なくとも毎年1回、会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

(役員会の招集)

第15条 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員の4分の1以上の要求のあるとき、会長が召集する。

(役員会の議決事項)

第16条 役員会は次の各号事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他、協議会の運営に必要な事項

第4章 総会

(総会の構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第18条 総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の開催及び招集)

第19条 定期総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の事由により開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の4分の1以上の請求があったとき

(議長)

第20条 総会の議長は、会長または会長が指名した会員があたる。

(議決事項)

第21条 総会では、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の制定及び変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 会員の退会

(6) その他会長が特に必要と認める事項

(定足数及び議決)

第22条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、前条第4号に係る議事は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 会員は、書面若しくは電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。代理人が出席する場合、代理人は予め代理権を証明する書面を議長に提出しなければならない。

第5章 事業費及び会計

(収入)

第23条 協議会の事業費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) その他の収入

(事業費の管理)

第24条 協議会の事業費は会長が管理する。

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(暫定事業計画及び収支予算)

第26条 第19条の規定により、当該年度の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、役員会の議決により暫定事業計画及び収支予算を定めることができる。

2 前項の暫定事業計画及び収支予算は、当該年度の事業計画及び収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。

（残余財産の処分）

第 27 条 協議会の解散の場合の残余財産は、総会の議決を得て、協議会と類似の目的を持つ他の法人または団体に贈与するものとする。

第 6 章 事務局

（事務局）

第 28 条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、役員が担うものとする。

第 7 章 秘密保持

（秘密保持）

第 29 条 会員は、協議会の活動において知り得た企業秘密に係る情報を相互に尊重しなければならない。

第 8 章 補則

（委任）

第 30 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、2024 年 10 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、2025 年 5 月 22 日から施行する。